**平成２７年（フ）第６０２号**
大阪府和泉市伯太町２丁目25番14号
債務者　中内　瑞樹
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第６２４号**
大阪府岸和田市土生町５丁目12番15―203号
債務者　梶原　義人
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第６２７号**
大阪府泉南市樽井９丁目３番３―509号
債務者　小林　有希
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第６２９号**
大阪府岸和田市下野町１丁目10番30号
債務者　笠井　浩子
1　決定年月日時　平成28年１月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２７年（フ）第４１８４号**
大阪市淀川区野中北１丁目14番２―504号
債務者　谷口　次雄
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４１８５号**
大阪市淀川区野中北１丁目14番２―504号
債務者　谷口　千幸
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４３８８号**
大阪府東大阪市水走２丁目12番22号
債務者　車井　敬子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４６４９号**
大阪市城東区野江１丁目20番１―401号
債務者　冨松　克次
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４７３３号**
大阪市東淀川区淡路５丁目５番８号エヴァイエ淡路新町101号
債務者　山内　幸次
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４８２５号**
大阪市北区天満１丁目13番５―305号
債務者　藤井　一博
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４８２７号**
大阪府豊中市曽根南町２丁目17番21―603号
債務者　大久保俊秀
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第４８３５号**
大阪府枚方市北中振３丁目43番８―21号、前住所京都府木津川市吐師小林６番地１　リヴィエール201号
債務者　寺田　　成
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５２５８号**
大阪市鶴見区茨田大宮２丁目２番８―803号
債務者　弓削　俊一
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５３３６号**
大阪市住之江区安立１丁目３番４号
債務者　大谷　光治
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５３７５号**
大阪市淀川区新北野３丁目２番１―106号
債務者　堀元　美江
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２７年（フ）第５３７８号**
大阪府豊中市三国２丁目１番１―1401号
債務者　江口　清実
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３３号**
大阪府豊中市北緑丘１丁目２番１―606号、前住所大阪府豊中市北緑丘２丁目１番22―1109号
債務者　明石眞理子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第７６号**
大阪市生野区生野西４丁目８番４号
債務者　福田香菜子
1　決定年月日時　平成28年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部